

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊佐市長

市町村名 (市町村コード)	伊佐市 (462241)
地域名 (地域内農業集落名)	牛尾地区 (郡山、牛尾、永野原、白ヶ谷、鉢業所、奈良野、一ノ渡瀬、木ノ氏、上木ノ氏、笹野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では、主に水稻の栽培が行われており、農業者の平均年齢は68歳と高齢である。また、シカ、イノシシによる鳥獣被害が年々増大している。持続的な農地の利用を図りながら地域の活性化を進めていくためには、新規就農者の確保・育成と鳥獣被害防止への対策が必要である。

【地域の基礎的データ】

農業者:129人(うち50歳以下15人)、団体経営体(法人・集落営農組織)5経営体

(2) 地域における農業の将来の在り方

農作業の効率化を図るためドローンを利用した農薬散布など、スマート農業の導入を推進する。
鳥獣被害(イノシシ、シカ)を防止するためのメッシュ柵の設置に地域全体で計画的に取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	237 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	197 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者のほか、多様な担い手が農地を確保できるよう集積、集約化に取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の事業を活用し、農地の集積、集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
生産効率の向上を図るため、多面的機能支払交付金事業等を活用しながら、農道や用排水路などの整備を計画的に実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
兼業農家や高齢農家との状況等を把握しながら必要な農地の集積等を支援し、将来の地域を担う多様な経営体として育成していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業公社や集落営農組織に農作業を委託し、作業の効率化と経営の安定を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--